

日薬業発第 447 号
令和 2 年 3 月 3 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

濫用等のおそれのある医薬品に関する店頭掲示用ポスターについて

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、濫用等のおそれのある医薬品の適正な販売のための対策については、令和元年11月20日付け日薬業発第276号にてお知らせしたところですが、今般、店頭掲示用のポスターを日本OTC医薬品協会より作成いただき、厚生労働省監修のもと日本OTC医薬品協会と本会の2者連名にて公開いたしました。

貴会におかれましては、会員の薬局へのポスター掲示の周知のほか、濫用等のおそれのある医薬品の適切な販売に資する積極的な取り組みをお願いいたします。

別紙：市販薬適正使用 店頭ポスター

日本薬剤師会ホームページ>お知らせ>濫用等のおそれのある医薬品に関する店頭
掲示用ポスターについて

<https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/news/20200302-02.pdf>

お客様各位

最近、市販薬の不適正使用による健康被害が報告されています。医薬品のご使用に際しては、『添付文書』をよくお読みいただき、用法・用量を厳守するようお願い申し上げます。

また、一部の医薬品※の販売につきましては、法令で、原則として、**一人一包装**（一箱、一瓶等）であり、以下のことを確認することが定められております。

- 一包装を超えて購入しようとする場合はその理由
- 若年者（高校生、中学生等）のお客様につきましては、身分証等により、氏名及び年齢
- 他の販売店においての当該医薬品の購入履歴

※咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬の一部の医薬品

お客様各位

最近、市販薬の不適正使用による健康被害が報告されています。

医薬品のご使用に際しては、『添付文書』をよくお読みいただき、**用法・用量**を

厳守するようお願い申し上げます。

一部の医薬品[※]の販売につきましては、法令で、原則として、**一人一包装**（一箱、一瓶等）であり、次のことを確認することが定められています。

● 一包装を超えて購入しようとする場合は
その理由

● 若年者（高校生、中学生等）のお客様につき
ましては、身分証等により、氏名及び年齢

● 他の販売店における当該医薬品の購入履歴

※咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬の一部の医薬品

（公社）日本薬剤師会、日本OTC医薬品協会

監修…厚生労働省

お客様各位

最近、市販薬の不適正使用による健康被害が報告されています。

医薬品のご使用に際しては、『添付文書』をよくお読みいただき、**用法・用量を厳守するよう**お願い申し上げます。

また、一部の医薬品※の販売につきましては、法令で、原則として、**一人一包装**（一箱、一瓶等）であり、**以下のことを確認することが**定められています。

- 一包装を超えて購入しようとする場合はその理由
- 若年者（高校生、中学生等）のお客様につきましては、身分証等により、氏名及び年齢
- 他の販売店においての当該医薬品の購入履歴

※咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬の一部の医薬品

（公社）日本薬剤師会、日本OTC医薬品協会

監修：厚生労働省

お客様各位

最近、市販薬の不適正使用による健康被害が報告されています。
医薬品のご使用に際しては、『添付文書』をよくお読みいただき、
用法・用量を厳守するようお願い申し上げます。
また、一部の医薬品^{*}の販売につきましては、法令で、原則として、
一人一包装（一箱、一瓶等）であり、
以下のことを確認することが定められております。

- 一包装を超えて購入しようとする場合はその理由
- 若年者（高校生、中学生等）のお客様につきましては、
身分証等により、氏名及び年齢
- 他の販売店においての当該医薬品の購入履歴

※咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬の一部の医薬品

（公社）日本薬剤師会、日本OTC医薬品協会 監修：厚生労働省